

2020年6月3日
日本原燃株式会社

各施設 保安規定（品質マネジメントシステム計画以外（主な変更））比較表

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第50条第1項の規定に基づき、再処理事業所再処理施設(以下「再処理施設」という。))に係る保安に関する事項を定め、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。))による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第51条の18第1項の規定に基づき、再処理事業所廃棄物管理施設(以下「廃棄物管理施設」という。))に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。))による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第22条第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所加工施設(以下「加工施設」という。))に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。))による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第51条の18第1項の規定に基づき、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設(以下「埋設施設」という。))に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。))による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。) 第22条第1項の規定に基づき、再処理事業所MOX燃料加工施設(以下「加工施設」という。))に係る保安に関する事項を定め、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。))による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	(一); 該当なし又は比較が困難なもの
<p>(適用範囲) 第2条 この規定は、再処理施設の保安に係る運用に関して適用する。 ただし、使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設を除く再処理施設における使用済燃料等の取扱いは、使用済燃料による総合試験に係るものに限る。</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この規定は、廃棄物管理施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この規定は、埋設施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	<p>(適用範囲) 第2条 この規定は、加工施設の保安に係る運用に関して適用する。</p>	(一)
<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時役員(以下「社員等」という。))は、再処理施設において再処理事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。))は、再処理事業所内に設置されている六ヶ所保障措置分析所(以下「保障措置分析所」という。))の使用者である公益財団法人核物質管理センター(以下「核管センター」という。))との間で取決めを締結し、核管センターにこの規定を遵守させなければならない。 3 事業部長及び技術本部長は、第1項及び前項以外の者に再処理施設において再処理事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 なお、この規定において前項及び本項の者を「請負事業者等」という。</p>	<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時役員は、廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行う場合には、この規定を遵守しなければならない。 2 再処理事業部長(以下「事業部長」という。))及び技術本部長は、請負事業者等に廃棄物管理施設において廃棄物管理の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時役員(以下「社員等」という。))は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、この規定を遵守しなければならない。 2 濃縮事業部長(以下「事業部長」という。))は、第1項以外の者(以下「請負事業者等」という。))に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時役員(以下「社員等」という。))は、埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行う場合には、この規定を遵守しなければならない。 2 埋設事業部長(以下「事業部長」という。))は、第1項以外の者(以下「請負事業者等」という。))に埋設施設において廃棄物埋設の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。</p>	<p>(規定の遵守) 第3条 日本原燃株式会社の役員、社員及び臨時役員(以下「社員等」という。))は、加工施設において加工の事業に関する業務を行う場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 2 燃料製造事業部長(以下「事業部長」という。))は、第1項以外の者に加工施設において加工の事業に関する業務を行わせる場合は、契約等によりこの規定を遵守させなければならない。 なお、この規定において本項の者を「請負事業者等」という。</p>	(一)
<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位(この規定において「各職位」とは、第16条に示す組織における課長以上の者をいう。))は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第3条の2 社長は、保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位(この規定において「各職位」とは、第4条に示す組織における課長以上の者をいう。))は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位(この規定において「各職位」とは、第7条に示す組織における課長以上の者をいう。))は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第6条に基づく品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位(この規定において「各職位」とは、第7条に示す組織の課長以上の者をいう。))は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上) 第4条 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、関係法令および保安規定の遵守の意識の向上のための活動を第2章に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 2 各職位(この規定において「各職位」とは、第6条に示す組織における課長以上の者をいう。))は、関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上のための活動を実施する。</p>	(一)
<p>(安全文化の醸成) (削除)</p>	<p>(安全文化の醸成) (削除)</p>	<p>(安全文化の醸成) (削除)</p>	<p>(安全文化の醸成) (削除)</p>	(該当なし)	(一)
<p>(事業者対応方針等の履行) 第4条の2 社長は、この規定に基づく保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)による改正前の法第50条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。))での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第5条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をい</p>	<p>(事業者対応方針等の履行) 第3条の3 社長は、保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。))での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第3条の4に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をい</p>	<p>(事業者対応方針等の履行) 第5条 社長は、加工施設における保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)による改正前の法第22条第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。))での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画に基づき実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をい</p>	<p>(事業者対応方針等の履行) 第5条 社長は、保安活動を実施するに当たり、事業者対応方針、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」(平成29年法律第15号)による改正前の法第51条の18第5項の規定に基づき原子力規制委員会が行った検査(以下「保安検査」という。))での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を第6条に定める品質マネジメントシステム計画にて実施させる。 なお、事業者対応方針とは、当社が原子力規制委員会に表明する保安活動の改善に係る方針をい</p>	(該当なし)	(一)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
う。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	う。 2 第4条の組織は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	う。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。	う。 2 各職位は、事業者対応方針、保安検査での指摘事項等に対する対策を履行するための活動を実施する。		
第2章 保安管理体制 (変更なし)	第2章 保安管理体制 (変更なし)	第3章 保安管理体制 (変更なし)	第3章 保安管理体制 (変更なし)	第3章 保安管理体制 (保安に関する組織) 第6条 加工施設の保安に関する職務を遂行する組織は、図6に示すとおりとする。	(一)
(職務) 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、再処理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、再処理施設に係る保安業務(技術本部長が統括するものを除く。)を統括するとともに、再処理施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が統括する保安に関する業務を統括する。 (8) 再処理計画部長は、再処理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第29条に基づく再処理施設の使用計画に関する業務を行う。 (9) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、核燃料取扱主任者の指揮の下で第19条に定める核燃料取扱主任者の業務を補佐する。 (10) 品質保証部長は、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長、品質管理課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。 (11) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (12) 核物質管理部長は、核物質管理課長及び警備課長を指揮し、核物質管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (13) 防災管理部長は、防災業務課長及び防災施設課長を指揮し、防災業務課長及び防災施設課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (14) 新基準設計部長は、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。 (15) 再処理工場長(以下「工場長」という。)は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技	(職務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、廃棄物管理の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長、事業部長及び技術本部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務を補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)するとともに、品質・保安会議の運営に係る業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務(技術本部長が統括するものを除く。)を統括するとともに、廃棄物管理施設に係る保安に関する業務に関し、管理責任者の職務を行う。 (7) 技術本部長は、技術管理部長、土木建築部長及びエンジニアリングセンター長が所管する保安に関する業務を統括する。 (8) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。 (9) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (10) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。 (11) 設計部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造(以下、核燃料物質等の取扱いの開始の後に於ける第3条の4 7.3 の設計開発を伴う廃棄物管理施設の変更を「改造」という。)に係る設計に関する業務を行う。 (12) プロジェクト部長は、廃棄物管理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。 (13) 再処理計画部長は、廃棄物管理施設の事業変更許可、この規定の変更及び第13条に定めるガラス固化体の受入れ計画に関する業務を行う。 (14) 品質保証部長は、品質保証課長及び事業者検査課長を指揮し、品質保証課長及び事業者検査課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。 (15) 安全管理部長は、安全技術課長及び作業安全課長を指揮し、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第7条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐	(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う加工の事業に関する品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、加工施設の保安に関する業務のうち事業部長が所管する業務を統括するとともに、統括する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 濃縮安全・品質部長は、品質保証課長を指揮し、品質保証課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (8) ウラン濃縮工場長は、濃縮運転部長、濃縮保全部長及び放射線管理部長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する業務を統括する。 (9) 濃縮運転部長は、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長を指揮し、運営管理課長、運転管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第13号に定める職務のうち、核燃料取扱主任者の職務の補佐に関する業務を除く。 (10) 濃縮保全部長は、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長を指揮し、保全管理課長、機械保全課長、電気計装保全課長及び施設計画課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (11) 放射線管理部長は、放射線管理課長及び廃棄物管理課長を指揮し、放射線管理課長及び廃棄物管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。 (12) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の補佐に関する業務を行う。 (13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更 ② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防	(職務) 第8条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、廃棄物埋設の事業に関する業務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が行う業務、並びに品質・保安会議の審議業務に関し監査業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に関する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務を補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)するとともに、品質・保安会議の運営に係る業務を行う。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、埋設計画部長、開発設計部長、安全管理部長及び低レベル放射性廃棄物埋設センター長(以下「センター長」)の所管する保安に関する業務を統括する。また、この業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 埋設計画部長は、埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び廃棄物埋設計画に関する業務を行う。 (8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を行う。 (9) 安全管理部長は、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、検査課長及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に関する業務を補佐する。 (10) センター長は、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。 ただし、第14号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。 (11) 品質保証課長は、品質保証に係る記録管理に関する業務を行う。 (12) 検査課長は、埋設施設確認及び廃棄物確認に係る検査を行う。 (13) 放射線管理課長は、放射性廃棄物管理及び放射線管理に関する業務を行う。 (14) 埋設技術課長は、保安教育及び埋設施設の定期的な評価の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。 (15) 運営課長は、廃棄物の受入れ、確認及び定置に関する業務を行う。	(職務) 第7条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。 (1) 社長は、加工の事業に関する職務を統括するとともに、保安に関する組織を運営する。 (2) 監査室長は、調達室長、安全・品質本部長及び事業部長が実施する業務並びに品質・保安会議の審議業務に関し、監査を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (3) 調達室長は、資材部長が行う保安に関する業務を統括するとともに、調達に係る業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (4) 資材部長は、調達に関する業務を行う。 (5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質保証に係る業務の補佐(事業部長及び調達室長が行う品質保証活動が適切に実施されることへの支援を含む。)及び品質・保安会議の運営に係る業務を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (6) 事業部長は、加工施設に係る保安業務を統括するとともに、加工施設に係る保安業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。 (7) 燃料製造計画部長は、燃料製造計画部員が実施する施設管理計画の策定に関する業務を統括する。 (8) 品質保証部長は、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長を指揮し、品質保証課長、事業者検査課長、安全管理課長及び教育課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。 (9) 燃料製造建設所長は、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長を指揮し、建設管理課長、保安管理課長、許認可業務課長、ペレット機械課長、集合体機械課長、電気設備課長、計装設備課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。また、燃料製造建設所長は、表7-1に示す施設が、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合するための個別の安全機能に係る基本的な設計(以下「基本設計」という。)の方針策定を実施する燃料製造建設所の担当課を設定する。 (10) 品質保証課長は、燃料製造事業部の品質保証に係る業務(ただし、安全管理課が所管する建設工事安全に係る品質保証業務を除く。)を行う。 (11) 事業者検査課長は、表7-1に示す施設の使用前事業者検査に係る施設管理業務を行う。 (12) 安全管理課長は、建設工事安全に係る品質保証業務及び重大事故訓練に用いる設備の保管管理業務を行う。 (13) 教育課長は、燃料製造事業部の保安教育の計画及び実施に係る業務を行う。	(一)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長を指揮し、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、分析部長、前処理施設部長、化学処理施設部長、ガラス固化施設部長及び共用施設部長の所管する再処理施設に係る保安を統括する。</p> <p>(16) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(17) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 土木建築保全部長は、建築保全課長及び土木保全課長を指揮し、建築保全課長及び土木保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(19) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長、計装第一課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(21) 機械保全部長は、機械技術課長、前処理機械課長、共用機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、前処理機械課長、化学処理機械課長、分析化学機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 分析部長は、分析管理課長及び分析課長を指揮し、分析管理課長及び分析課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 前処理施設部長は、前処理課長及び燃料管理課長を指揮し、前処理課長及び燃料管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 化学処理施設部長は、分離課長、精製課長及び脱硝課長を指揮し、分離課長、精製課長及び脱硝課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) ガラス固化施設部長は、ガラス固化課長を指揮し、ガラス固化課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、廃棄物管理課長、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) 統括当直長は、再処理施設の使用済燃料による総合試験のための操作及びその他の操作に関する業務を行う。</p> <p>ただし、燃料管理課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。</p> <p>(30) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(31) 品質管理課長は、製品の品質管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(32) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p>	<p>する。</p> <p>(16) 放射線管理部長は、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長を指揮し、放射線管理課長、放射線安全課長、放射線施設課長及び環境管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(17) 核物質管理部長は、警備課長を指揮し、警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(18) 新基準設計部長は、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく設計の方針に関する業務を行う。</p> <p>(19) 再処理工場長(以下「工場長」という。)は、保全企画部長、保全技術部長、土木建築保全部長、計装保全部長、電気保全部長、機械保全部長、技術部長、運転部長、共用施設部長及びガラス固化施設部長の所管する廃棄物管理施設の保安に関する業務を統括する。</p> <p>(20) 保全企画部長は、施設管理に係る計画の策定に関する業務を行う。</p> <p>(21) 保全技術部長は、保全計画課長及び保全技術課長を指揮し、保全計画課長及び保全技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(22) 土木建築保全部長は、建築保全課長を指揮し、建築保全課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(23) 計装保全部長は、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長を指揮し、計装技術課長、計装設計課長及び計装第二課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(24) 電気保全部長は、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長を指揮し、電気技術課長、電気保全課長及び火災防護課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(25) 機械保全部長は、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長を指揮し、機械技術課長、共用機械課長及びガラス固化機械課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(26) 技術部長は、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長を指揮し、技術課長、許認可業務課長及び保安管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(27) 運転部長は、統括当直長を指揮し、統括当直長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(28) 共用施設部長は、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長を指揮し、ユーティリティ施設課長、安全ユーティリティ課長及び輸送技術課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(29) ガラス固化施設部長は、貯蔵管理課長を指揮し、貯蔵管理課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(30) 統括当直長は、建屋外の電気設備の操作に関する業務を行う。</p> <p>(31) 土木建築技術課長は、建物の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(32) 耐震技術課長は、建物の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(33) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(34) 品質保証課長は、事業部長が行う品質保証に係る業務の記録に関する業務を行う。</p> <p>(35) 事業者検査課長は、使用前事業者検査等に関する業務を行う。</p> <p>(36) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(37) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された</p>	<p>隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火」という。)を含む火災防護活動(以下「火災防護活動」という。)のための体制の整備</p> <p>③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山(降灰)等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p> <p>⑤ 非常時の措置</p> <p>⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>(14) 運転管理課長は、加工施設の操作及び核燃料物質の管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、運営管理課長、廃棄物管理課長及び機械保全課長が所管する加工施設の操作に関する業務並びに運営管理課長が所管する核燃料物質の管理に関する業務は除く。</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。</p> <p>(16) 保安全管理課長は、保全プログラムの策定、施設管理実施計画の策定等の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 機械保全課長は、建物及び機械設備の施設管理及び原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務を行う。</p> <p>ただし、保安全管理課長が所管する原料ウランを収めた輸送物の運搬に関する業務は除く。</p> <p>(18) 電気計装保全課長は、電気設備及び計装設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 施設計画課長は、加工施設の事業変更許可及び設計及び工事の計画の認可申請に関する業務を行う。</p> <p>(20) 放射線管理課長は、放射線管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、機械保全課長及び電気計装保全課長が所管する放射線管理に関する業務は除く。</p> <p>(21) 廃棄物管理課長は、放射性廃棄物管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、運転管理課長、機械保全課長及び放射線管理課長が所管する放射性廃棄物管理に関する業務は除く。</p> <p>(22) 第 39 条に定める使用前事業者検査又は第 40 条に定める定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(23) 別表1に示す施設の管理を担当する課長(以下「管理担当課長」という。)は、施設の管理に係る業務を行う。</p> <p>また、同表に示す施設の保修を担当する課長(以下「保修担当課長」という。)は、施設の保修に係る業務を行う。</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>	<p>(16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への充てん材充てん、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。</p> <p>(17) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 別表 1 の担当課長は、同表に定める施設の管理、保修及び事業変更許可後の設計に係る業務を行う。</p> <p>(19) 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前各号に定める業務を行うほか、この規定に定める業務を行うとともに、その妥当性を適宜確認し、必要な改善を行う。</p>	<p>(14) 建設管理課長は、表7-1に示す施設の作業管理の計画及び実施並びに検査及び試験管理の計画に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(15) 保安管理課長は、保安活動に係る統括業務を行う。また、加工施設の事業変更許可申請に係る業務を管理する。さらに、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務を行う。</p> <p>(16) 許認可業務課長は、表7-1に示す加工施設の設計及び工事の計画の認可の申請に係る各課が実施する業務への支援業務を行う。</p> <p>(17) ベレット機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(18) 集合体機械課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(19) 電気設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(20) 計装設備課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)及びIAEA が設置する保障措置施設の設置工事の作業管理に係る施設管理業務を行う。</p> <p>(21) 土木課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(22) 建築課長は、燃料製造建設所長が担当課として設定した基本設計方針策定業務及び表7-1に示す所管する施設に係る施設管理業務(※)を行う。(ただし、事業者検査課が所管するものを除く。)</p> <p>(23)第 26 条第2項に基づき選任された使用前事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p> <p>(※) : 施設管理業務のうち設計業務は、基本設計の方針に基づき実施するものである。</p> <p>3 各職位は、その職務を遂行できない場合に備え、あらかじめ代行者を定める。</p>	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>(33) 放射線管理課長は、放射線業務従事者の被ばく管理及び放射性廃棄物の放出管理に関する業務を行う。</p> <p>(34) 放射線安全課長は、管理区域の出入管理、放射線管理及び「原子力施設において設置された資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。</p> <p>ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(35) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(36) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(37) 核物質管理課長は、再処理施設において核物質管理に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「交流電源供給機能等喪失時」という。)における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動(以下「初期消火活動」という。)のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(40) 防災施設課長は、初期消火活動のための資機材の整備に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、計装設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、計装設備の改造(以下、使用済燃料等の取扱いを開始した施設における第5条 7.3 の設計開発を伴う設備の変更を「改造」という。)に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、電気設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 火災防護課長は、再処理施設の建物等に設置する火災検出装置の保守に関する業務を行う。</p> <p>(47) 機械技術課長は、機械設備の点検、工事等に係る計画に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(49) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第 124 条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(51) 輸送技術課長は、使用済燃料を収納した輸送容器の搬入時の確認に関する業務を行う。</p> <p>(52) エンジニアリングセンター長は、設計部長及びプロジェクト部長を指揮し、設計部長及びプロジェクト部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p>	<p>資材等又は使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断に関する業務を行う。</p> <p>ただし、放射線管理課長が所管する業務は除く。</p> <p>(38) 放射線施設課長は、放射線測定器類の管理に関する業務を行う。</p> <p>(39) 環境管理課長は、環境監視に関する業務を行う。</p> <p>(40) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に関する業務を行う。</p> <p>(41) 保全計画課長は、再処理工場の各課が実施する点検、工事等の計画の総括に関する業務を行う。</p> <p>(42) 保全技術課長は、点検、工事等に係る業務の計画の技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装技術課長は、廃棄物管理施設の計装品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装設計課長は、廃棄物管理施設の計装品の設計に関する業務を行う。</p> <p>(45) 電気技術課長は、廃棄物管理施設の電気品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(46) 機械技術課長は、廃棄物管理施設の機械品の点検、工事等に係る業務の計画に関する業務を行う。</p> <p>(47) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画及び事故等に係る記録に関する業務を行う。</p> <p>(48) 許認可業務課長は、設計及び工事の計画の認可、使用前確認の申請及び定期事業者検査の報告に関する業務を行う。</p> <p>ただし、他の職位が所管する業務を除く。</p> <p>(49) 保安管理課長は、第 59 条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(50) 輸送技術課長は、核燃料物質等の運搬に関する業務を行う。</p> <p>(51) 貯蔵管理課長は、廃棄物管理施設の操作に関する業務を行う。</p> <p>ただし、統括当直長が所管する業務を除く。</p> <p>(52) 別表 1 の課長は、同表に定める管理担当課長及び保修担当課長として、施設の管理及び点検、工事等に係る業務を行う。</p> <p>(53) 第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>				

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>(53) 技術管理部長は、技術本部長が行う品質保証に係る業務を補佐する。</p> <p>(54) 土木建築部長は、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長を指揮し、土木建築技術課長、耐震技術課長、土木課長及び建築課長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(55) 設計部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事並びに改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(56) プロジェクト部長は、再処理施設の設置に係る設計及び工事に関する技術的事項並びに改造に係る設計に関する技術的事項の総括に関する業務を行う。</p> <p>(57) 土木建築技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る設計に関する業務を行う。</p> <p>(58) 耐震技術課長は、建物及び洞道の設置及び改造に係る耐震設計に関する業務を行う。</p> <p>(59) 土木課長は、洞道の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(60) 建築課長は、建物の設置及び改造に係る工事に関する業務を行う。</p> <p>(61) 別表1の課長は、同表に定める管理担当課長及び点検、工事等に係る業務を行う。</p> <p>また、再処理工場に所属する管理担当課長は、所管する施設の管理に係る使用済燃料による総合試験に関する業務(統括当直長が行う再処理施設の操作に関する業務は除く。)を行う。</p> <p>(62) 第77条第1項又は第78条第1項に基づき選任された使用前事業者検査又は定期事業者検査の検査実施責任者は、当該検査の実施に関する業務を行う。</p>					
<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第18条 再処理施設における核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第17条に定める保安に係る業務を行う職位を兼務しない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第6条 廃棄物管理施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、再処理事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第5条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 加工施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に核燃料取扱主任者及び核燃料取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 核燃料取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状を有する者のうち、核燃料物質の取扱いの業務に従事した期間が3年以上の者から社長が選任する。</p> <p>3 核燃料取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼任しない。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の選任)</p> <p>第9条 埋設施設における核燃料物質等の取扱いに関して保安の監督を行わせるため、濃縮・埋設事業所に廃棄物取扱主任者及び廃棄物取扱主任者が職務を遂行できない場合に当該職務を代行できる代行者を置く。</p> <p>2 廃棄物取扱主任者及び代行者は、核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者のうちから社長が選任する。</p> <p>3 廃棄物取扱主任者は、第8条に定める保安に関する職務を兼務しない。</p>	(該当なし)	
<p>(核燃料取扱主任者の職務等)</p> <p>第19条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合は、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合は、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第76条に定める作業実施計画(第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係るものを除く。)について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 第125条に示す記録を確認すること。</p> <p>(7) 第26条に基づく手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) 第28条に基づく試験手順書並びに第30条の2に基づく試験要領書及び試験手順書について、</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第7条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長、事業部長及び技術本部長に意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(4) 第60条に示す記録を確認すること。</p> <p>(5) 第20条第2項に定める収納計画及び第25条に定める作業実施計画(第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係るものを除く。)について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(6) 事業変更許可、設計及び工事の計画の認可並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(7) 第12条第1号に定める廃棄物管理施設の操作に係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(8) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p>	<p>(核燃料取扱主任者の職務)</p> <p>第10条 核燃料取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価結果を確認すること。</p> <p>(4) 第23条に基づくカスケード設備運転条件、第25条に基づく年間液化回数、第37条に基づく設計開発に係る実施計画、第38条に基づく作業管理に係る実施計画、第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画、第41条に基づく長期施設管理方針、第44条、第45条及び第49条に基づく搬出計画、第87条に基づく保安教育の実施計画、第89条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(5) 法に基づく報告を確認すること。</p>	<p>(廃棄物取扱主任者の職務)</p> <p>第10条 廃棄物取扱主任者は、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1) 保安上必要な場合には、社長及び事業部長に対し意見を具申すること。</p> <p>(2) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。</p> <p>(3) 第16条第1項に定める廃棄物埋設計画、第24条に定める施設管理実施計画、第31条第3項に定める調査計画、第32条第2項に定める修復計画、第68条第1項に定める保安教育実施計画及び第70条第1項に定める定期的な評価の計画について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。</p> <p>(4) 法に基づく報告を確認すること。</p> <p>(5) 事業変更許可、埋設施設等に係る廃棄物埋設に関する確認及びこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。</p> <p>(6) 前号の申請について、その内容を確認すること。</p> <p>(7) 第25条に定める施設管理実施計画の評価の</p>	(該当なし)	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>その内容が保安上妥当であることを確認すること。 (9) 第 40 条に基づくせん断・溶解を行う使用済燃料及びその臨界安全管理方法、第 49 条に基づく抽出塔の流量設定値の設定方法並びに第 63 条第 4 項に基づく放射線計測等に用いる核燃料物質の取扱いに係る措置等が保安上妥当であることを確認すること。 (10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p> <p>(該当なし)</p>	<p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p> <p>第8条 削除</p>	<p>(6) 加工施設の事業変更許可、設計及び工事の方法の計画並びにこの規定の認可に係る申請の要否を確認すること。 (7) 前号の申請について、その内容を確認すること。 (8) 第 90 条に示す記録を確認すること。 (9) この規定及びこの規定に定める文書並びに第 4 章、第 5 章及び第 7 章に定める事項に関する手順書の制定及び改廃について、その内容が保安上妥当であることを確認すること。 (10) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその保安のために行う指示に従う。</p> <p>(意見の尊重) (削除)</p>	<p>内容が保安上妥当であることを確認すること。 (8) 第 70 条に定める定期的な評価の内容が保安上妥当であることを確認すること。(9) 第 71 条に示す記録を確認すること。 (10) 核燃料物質等の取扱いに係る手順書の制定及び改廃において、その内容が保安上妥当であることを確認すること。 (11) その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>(意見の尊重) 第 11 条 事業部長は、廃棄物取扱主任者から意見の具申を受けた場合は、その意見を尊重する。 2 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、廃棄物取扱主任者の指示に従う。 3 各職位は、廃棄物取扱主任者から助言を受けた場合は、その助言を尊重する。</p>	<p>(該当なし)</p>	
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 20 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 再処理施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。) (4) 第 79 条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (5) 第 124 条に基づく定期的な評価の結果 2、3、4、5、6 (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 9 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 廃棄物管理施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。) (4) 第 28 条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針 (5) 第 59 条に基づく定期的な評価の結果 2、3、4、5、6 (略)</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 11 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。) (4) 第 41 条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第 89 条に基づく加工施設の定期的な評価結果 (5) 第 41 条に基づく長期施設管理方針 2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任する委員をもって構成する。 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、濃縮安全・品質部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 議長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。 5 社長は、前項の報告を尊重する。 6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 12 条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める保安に関する品質保証に係る事項(関係法令及び保安規定の遵守並びに安全文化醸成に関する事項を含む。) (4) 第 70 条に基づく定期的な評価 2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立する。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、埋設計画部長、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 (4) 議長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。 4 議長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を社長に報告する。 5 社長は、前項の報告を尊重する。 6 品質・保安会議は、廃棄物埋設の事業に係る役員等への安全に関する教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第 8 条 品質・保安会議は、各号について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。 (1) 加工施設の事業変更許可申請を伴う変更 (2) この規定の変更 (3) 社長が必要と認める品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む。) 2 品質・保安会議は、副社長(安全担当)を議長とし、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長のほか、社長が選任した委員をもって構成する。 3 第 1 項の審議に係る品質・保安会議の運営は、各号によるものとする。 (1) 会議は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。 (2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。 (3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、安全・品質本部長、事業部長、品質保証部長を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。 4 議長は、審議結果を社長に報告する。 5 社長は、前項の報告を尊重する。 6 品質・保安会議は、加工の事業に係る役員等への安全に係る教育について、教育内容、実施時期等を記載した実施計画を定め、実施させる。</p>	
<p>(再処理安全委員会の審議事項、構成等) 第 21 条 再処理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、次の各号に定める事項に</p>	<p>(貯蔵管理安全委員会の審議事項、構成等) 第 10 条 貯蔵管理安全委員会は、事業部長又は技術本部長の諮問を受け、事業部長又は技術本</p>	<p>(濃縮安全委員会の審議事項、構成等) 第 12 条 濃縮安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の</p>	<p>(埋設施設安全委員会の審議事項、構成等) 第 13 条 埋設施設安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安</p>	<p>(燃料製造安全委員会の審議事項、構成等) 第 9 条 燃料製造安全委員会は、事業部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上</p>	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>ついて、保安上の妥当性を再処理施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 再処理の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① 試験操作計画</p> <p>② 再処理施設の使用計画</p> <p>③ 第5条 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>④ 再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 保安教育の実施計画</p> <p>⑥ 再処理施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(5) 第5条の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が定める規定</p> <p>(6) 第79条に基づく再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第124条第1項に基づく定期的な評価の結果</p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 再処理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 再処理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4、5、6 (略)</p>	<p>部長の諮問を受け、次の各号に定める事項について、保安上の妥当性を廃棄物管理施設に係る保安に関する業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 廃棄物管理の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 第3条の4の品質マネジメントシステム計画の表1及び表2に掲げる文書のうち事業部長が制定する規定</p> <p>(5) この規定に基づく以下の計画</p> <p>① ガラス固化体の受入れ計画</p> <p>② 第3条の4 7.3 適用の対象と判断した工事に係る作業実施計画</p> <p>③ 保安教育の実施計画</p> <p>④ 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画</p> <p>⑤ 第59条に基づく定期的な評価の実施計画</p> <p>(6) 第28条に基づく廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第59条に基づく定期的な評価の結果(削除)</p> <p>(8) その他事業部長又は技術本部長が必要と認める事項</p> <p>2 貯蔵管理安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 貯蔵管理安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4、5 (略)</p>	<p>妥当性を事業部全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守の意識の向上に関する事項を含む)</p> <p>(5) 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価結果及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価結果</p> <p>(6) 第41条に基づく長期施設管理方針</p> <p>(7) 第6条の表1に掲げる文書のうち事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(8) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>① 第23条に基づくカスケード設備の運転条件(ただし、あらかじめ濃縮安全委員会において審議、承認された設定方法を用いて運転条件を定める場合は、濃縮安全委員会の審議を省略することができる。)</p> <p>② 第23条に基づくカスケード設備運転条件設定方法</p> <p>③ 第25条に基づく年間液化回数</p> <p>④ 第38条に基づく作業管理に係る実施計画</p> <p>⑤ 第37条に基づく設計開発に係る実施計画</p> <p>⑥ 第87条に基づく保安教育の実施計画</p> <p>⑦ 第41条に基づく加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施計画及び第89条に基づく加工施設の定期的な評価の実施計画</p> <p>(9) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 濃縮安全委員会は、事業部長が任命する委員長、核燃料取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 濃縮安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(核燃料取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名した者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>5 委員長は、審議結果及び核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	<p>上の妥当性を埋設施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) この規定の変更</p> <p>(3) 表1に掲げる事業部長が制定する規定</p> <p>(4) この規定に基づく以下の計画</p> <p>イ 廃棄物埋設計画</p> <p>ロ 施設管理実施計画</p> <p>ハ 調査計画</p> <p>ニ 修復計画</p> <p>ホ 保安教育実施計画</p> <p>ヘ 定期的な評価の計画</p> <p>(5) 第25条に基づく評価の結果</p> <p>(6) 第70条に基づく評価の結果</p> <p>(7) 保安に関する品質保証に係る事項</p> <p>(8) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 埋設施設安全委員会は、事業部長が任命する委員長、廃棄物取扱主任者のほか、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 埋設施設安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者(廃棄物取扱主任者においては代行者)を出席させることができる。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名する者が委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、廃棄物取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 委員長は、廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4 委員長は、審議結果及び廃棄物取扱主任者又はその代行者の意見を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重するとともに、第1項第2号の規定を定める。</p>	<p>の妥当性を加工施設に係る保安業務全体の観点から審議する。</p> <p>(1) 加工施設の事業変更許可申請に関する事項</p> <p>(2) 設計及び工事の計画の認可申請に関する事項</p> <p>(3) この規定の変更及び認可申請に関する事項</p> <p>(4) 加工施設の品質保証に関する事項(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化醸成に関する事項を含む)</p> <p>(5) 表5-1及び表5-2に基づき事業部長が定める文書の制定及び改廃</p> <p>(6) この規定に基づく以下の計画等の策定及びその変更</p> <p>a. 保安教育実施計画</p> <p>(7) その他事業部長が必要と認める事項</p> <p>2 燃料製造安全委員会は、事業部長が任命する委員長、事業部長が選任する委員をもって構成する。</p> <p>3 燃料製造安全委員会の運営は、各号によるものとする。</p> <p>(1) 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立とする。</p> <p>(2) 委員長が出席できない場合は、委員長が指名したものが委員長の職務を代行する。</p> <p>(3) 委員が出席できない場合は、委員が指名した代理者を出席させることができる。</p> <p>(4) 委員会の審議事項であって、緊急に処理する必要があり、かつ、委員会の開催が困難な場合は、委員長及び過半数の委員の持ち回りにより委員会の審議に替えることができる。</p> <p>4 委員長は、審議結果を事業部長に報告する。</p> <p>5 事業部長は、前項の報告を尊重する。</p>	(参考)ATENA 標準案等
第3章 再処理施設の操作	第3章 廃棄物管理施設の操作及びガラス固化体の管理	第4章 加工施設の操作			
<p>(操作員の確保)</p> <p>第24条 工場長は、再処理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。ただし、訓練のために再処理施設を操作させる場合であって、操作に必要な知識を有すると認められた者の監督の下で、第4項に基づく訓練を受ける者が守るべき事項を守らせる場合はこの限りでない。</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第10条の3 工場長は、廃棄物管理施設の操作に必要な知識等を有すると認められた者に操作させる。ただし、訓練のために廃棄物管理施設を操作させる場合であって、第3項に定める措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ</p>	<p>(操作員の確保)</p> <p>第15条 各課長は、第87条に基づき加工施設の操作に必要な保安教育を実施した者に操作させる。</p> <p>2 各課長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえる。</p> <p>3 運転管理課長は、1直当たり4名以上の当直</p>	(該当なし)	(該当なし)	(一)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>2 工場長は、前項の確認を行う場合は、あらかじめ確認の基準を定める。</p> <p>3 工場長は、再処理施設の操作に当たって別表2に定める人員を確保するとともに、操作に応じて必要な人員をそろえる。</p> <p>4 事業部長は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に、第1項の訓練を受ける者が守るべき事項を定める。</p>	<p>め確認の基準を定める。</p> <p>3 貯蔵管理課長は、訓練のために操作を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、操作員の監督の下にこれを守らせる。</p>	<p>員をそろえる。</p>			
<p>(巡視・点検)</p> <p>第 25 条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第 74 条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視・点検)</p> <p>第 11 条 統括当直長及び貯蔵管理課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視・点検を行う。実施においては、第 23 条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>(巡視点検)</p> <p>第 16 条 巡視点検を担当する課長(以下「巡視点検担当課長」という。)は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第 36 条に定める観点を含めて行う。ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>	(削除)	(該当なし)	<p>(巡視点検)</p> <p>第●条 組織は、毎日1回以上、原子炉施設を巡視し、次の施設及び設備について点検を行う。実施においては、第●条に定める観点を含めて行う。</p>
<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 26 条 管理担当課長は、所管する施設の操作(第 28 条及び第 30 条の2に基づく試験操作計画等に定めるものは除く。)について、事前に目的、手順、操作の結果及び想定した結果を逸脱した場合に採るべき措置を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報作動時の対応内容に関すること</p> <p>2 分析課長は、別表4に定める臨界防止に係る確認等に必要分析について、分析試料の取扱い、分析・測定及び結果の確認に係る手順書を定める。</p> <p>3 第1項及び前項の課長は、手順書を定めるに当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>4、5、6、7 (略)</p> <p>8 統括当直長は、第3章(第2節は除く。)、第4章及び第6章に定める再処理施設の操作に係る制限等を満足していないと判断した場合(第 56 条第1項第3号に該当する場合は除く。)は、関連する設備の管理担当課長、工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 12 条 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、廃棄物管理施設における核燃料物質等を取扱う操作について、事前に、目的、手順、その結果及び異常の場合に採るべき措置を検討し、次の事項を手順書に定める。</p> <p>① 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること</p> <p>② 警報発信時の対応内容に関すること</p> <p>2 貯蔵管理課長及びユーティリティ施設課長は、前項に基づき手順書を定めるに当たっては、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>(削除)</p> <p>3 貯蔵管理課長は、ガラス固化体受入れ建屋の玄関付近に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>(操作上の一般事項)</p> <p>第 17 条 各課長は、所管する設備の操作及び管理について、事前に目的、手順、操作を検討し、関連する設備の管理担当課長と協議の上、次の事項を手順書に定める。</p> <p>(1) 操作前後に確認すべき事項及び操作に必要な事項に関すること。</p> <p>(2) 設備・機器へのタグ表示等による誤操作防止に関すること。</p> <p>(3) 警報作動時の対応内容に関すること。</p> <p>2 各課長は、前項の手順書の制定に当たっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実にを行うこと。</p>	(該当なし)	(該当なし)	(一)
<p>(引 継)</p> <p>第 27 条 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合には、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引 継)</p> <p>第 12 条の2 貯蔵管理課長は、当直日誌の引渡し及び引継時に実施すべきその他の事項を定め、操作責任者に実施させる。</p> <p>2 統括当直長は、その業務を次の統括当直長に引き継ぐ場合は、当直日誌を確実に引き渡すとともに、操作の状況を的確に申し送る。</p>	<p>(引継)</p> <p>第 18 条 運転管理課長は、当直長がその業務を次の当直長に引き継ぐ場合は、引継簿を確実に引き渡させるとともに、操作の状況を的確に申し送りさせる。</p>	(該当なし)	(該当なし)	(一)
<p>(設備に求められる状態の確認等に係る措置)</p> <p>第 39 条 統括当直長及び各課長は、第 25 条に基づく巡視・点検、第 74 条に基づく点検、自主検査等及び第 78 条の定期事業者検査による確認の結果、別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足していないおそれがあると判断した場合は、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋天井クレーン及び燃焼度計測装置にあっては燃料管理課長に、また、その他の設備にあっては統括当直長に直ちに連絡する。</p> <p>2 統括当直長及び燃料管理課長は、前項の確認の結果及び前項の確認以外で別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を満足しないおそれのある事態が発見された場合並びに前項に基づく連絡を受けた場合は、「設備に求められる状態」を満足しているかどうかの判断を行う。</p> <p>3 統括当直長及び各課長は、予防保全を目的とした点検、工事等の作業を行うため、計画的に別</p>	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(一)

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行する場合は、当該状態を満足しない場合とは見なさない。 4 統括当直長及び各課長は、別表8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を実施している期間は、当該状態を満足していないと判断しなくてもよい。 5、6 (略)					
第4章 核燃料物質の管理 (該当なし)	(該当なし)	第5章 核燃料物質の管理 (核燃料物質の運搬) 第 32 条 運転管理課長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備又は専用ケースにより取扱うほか、加工規則第7条の6に規定されている措置を講じ、 運搬前に措置の実施状況を確認する。	(該当なし)	(該当なし)	(一)
		(空シリンダの管理) 第 35 条 運転管理課長は、空の UF ₆ シリンダを保管する場合は、ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の空シリンダ置台上に保管する。 2 運転管理課長は、空の中間製品容器を保管する場合は、1号均質室内又は2号発回均質室内の中間製品容器置台上に保管する。 3 運転管理課長は、空の付着ウラン回収容器を保管する場合は、2号発回均質室内の付着ウラン回収容器置台上に保管する。 4 運転管理課長は、核燃料物質を空の UF ₆ シリンダ類に充填するに先だて、目視検査のほか次の各号に基づき、当該シリンダの健全性を確認する。 (1) 製品シリンダ(ANSI 又は ISO 規格 30B)及び廃品シリンダ(ANSI 又は ISO 規格 30B)は、洗浄検査が行われていること。 (2) 原料シリンダ(ANSI 又は ISO 規格 48Y)及び廃品シリンダ(ANSI 又は ISO 規格 48Y)は、貯蔵設備に転用するための使用前検査に合格 又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。 (3) 中間製品容器は、高圧ガス保安法による検査が行われていること。 (4) 付着ウラン回収容器は、濃縮施設としての使用前検査に合格 又は使用前事業者検査の使用前確認が完了していること。	(該当なし)	(該当なし)	(一)
第5章 施設管理 (施設管理計画) 第 74 条 再処理施設について再処理事業指定(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	第4章 施設管理 (施設管理計画) 第 23 条 廃棄物管理施設について廃棄物処理事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	第6章 施設管理 (施設管理計画) 第36条 加工施設について核燃料物質加工事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。	第5章 施設管理 —	第8章 施設管理 (施設管理に係る計画、実施、評価及び改善) 第 11 条 表7-1に示す加工施設について、加工の事業の許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定め、実施、評価及び改善する。	(施設管理計画)【2019/10/8版】 (施設管理計画) 第N条原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。
1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 79 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。ま	1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、第 28 条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。ま	1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11 の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 (2) さらに、社長は、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理方針に反映する。 (3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。	(施設管理方針) 第 22 条 社長は、埋設施設の施設管理に関する方針(以下「施設管理方針」という。)を定める。 (施設管理目標) 第 23 条 事業部長は、前条の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。	(施設管理方針及び施設管理目標) 第 12 条 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、社長は、施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 2 事業部長は、次に掲げる事項について実施する。 (1) 施設管理方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 (2) 施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。	1. 施設管理の実施方針および施設管理目標 (1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理の実施方針を定める。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6. 3 参照)を踏まえ施設管理の実施方針の見直しを行う。 (2) さらに、第N条の6に定める長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い安全を実施することを施設管理の実施方針に反映する。 (3) 原子力部門は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
た、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	た、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3 参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。	また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。			する。また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。
2 保全プログラムの策定 各職位は、1 の施設管理目標を達成するため3 から10 の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11 の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	2 保全プログラムの策定 各職位は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	2 保全プログラムの策定 保安全管理課長は、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定する。 また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。	—	(施設管理に係る個別業務計画の策定) 第13条 事業部長は、各職位に次に掲げる施設管理に係る個別業務を実施するための個別業務計画を策定させる。 (1) 施設管理対象範囲の選定 (2) 施設管理の重要度の設定 (3) 施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (4) 施設管理に関する計画の策定 (5) 施設管理の実施 (6) 施設管理の結果の確認・評価 (7) 施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置 (8) 施設管理の有効性評価 (9) 構成管理 (10) 設計管理 (11) 作業管理 (12) 使用前事業者検査の実施 2 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理に係る個別業務計画の見直しを行う。	2. 保全プログラムの策定 原子力部門は、1. の施設管理目標を達成するため3. より10. からの保全プログラムを策定する。 また、11. の施設管理の有効性評価の結果、および施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。
3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、再処理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	3 保全対象範囲の策定 管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	3 保全対象範囲の策定 保修担当課長は、加工施設の中から保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	—	(施設管理対象範囲の選定) 第14条 事業部長は、加工施設の中から、施設管理を行うべき対象範囲として、次の各号の設備を選定する。 (1) 「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1) (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する必要がある設備(表7-1)	3. 保全対象範囲の策定 原子力部門は、原子力発電施設の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各号の設備を選定する。 (1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりもさらに高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備 (3) 設置変更許可申請書および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備 (4) 多様性拡張設備※1(○号炉および○号炉) (5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備 (6) その他自ら定める設備 ※1: 多様性拡張設備とは、技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備
4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。 (1) 機器の保全重要度は、再処理施設の安全性を確保するため、「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業指定基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。 (2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。	4 施設管理の重要度の設定 4.1 保全重要度の設定 管理担当課長は、3 の保全対象範囲について、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)を設定する。 (1) 機器の保全重要度は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下、「事業許可基準規則」という。)に基づき系統を分類し、当該機器が属する系統の分類に基づき設定する。この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。 (2) 構築物の保全重要度は、(1)に基づき設定する。 (3) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。	4 施設管理の重要度の設定 保修担当課長は、3の保全対象範囲について、系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統及び機器の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、加工施設の安全性を確保するため、重大事故に至るおそれがある事故への影響及び安全機能等への影響を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 ただし、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、運転経験等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)又は(2)に基づき設	—	(施設管理の重要度の設定) 第15条 表7-1に示す施設を所管する燃料製造建設所の課長(以下「施設所管課長」という。)は、施設管理対象範囲に対して、加工施設の安全性を確保するため、「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に基づく安全機能分類上の重要度、重大事故等対処設備の該当有無を考慮した施設の管理に用いる重要度を設定する。なお、建設段階中の管理の特徴を踏まえ個別業務の内容により、重要度を一律とすることができる。	4. 施設管理の重要度の設定 原子力部門は、3. の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計および工事に用いる重要度を設定する。 (1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備(○号炉および○号炉)に該当すること、および重要度分類指針の重要度に基づき確率的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。 (2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。 なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率的リスク評価から得られるリスク情報、運転経験等を考慮することができる。 (3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>4.2 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、再処理施設の安全性を確保するため、事業指定基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4.2 設計及び工事の重要度の設定</p> <p>(1) 設計及び工事を実施する各職位は、廃棄物管理施設の安全性を確保するため、事業許可基準規則に基づく安全機能分類上の重要度を考慮して設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(2) 次項以降の設計及び工事は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>定する。</p> <p>(4) 設計及び工事に用いる重要度は、加工施設の安全性確保を考慮して設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>			<p>設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重大事故等対処設備(〇号炉および〇号炉)の該当有無、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>
<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、再処理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、廃棄物管理施設又は系統の供用開始(供用とは、施設又は系統の機能が要求される状態をいう。)までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全管理課長は、保全の有効性を監視、評価するために4 の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 保全管理課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全管理課長は、プラント又は系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	—	<p>(施設管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第16条 燃料製造建設所長は、施設管理の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で施設管理指標を設定する。</p> <p>2 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理指標ごとに具体的な施設管理目標値を設定させる。</p> <p>3 燃料製造建設所長は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、必要に応じて設定した施設管理指標及び具体的な施設管理目標値の見直しを行う。</p> <p>4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、設定した施設管理指標の監視項目、監視方法を具体的に定めた監視計画を策定させる。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>5 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、監視計画に基づき施設管理指標に関する情報の採取及び監視を実施させ、その結果を記録させる。</p>	<p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 原子力部門は、保全の有効性を監視、評価するために4. の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>①7000臨界時間あたりの計画外自動・手動スクラム回数</p> <p>②7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、4. (1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備(〇号炉および〇号炉)に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>②非待機(UA)時間※2</p> <p>※2:非待機(UA)時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する(以下、本条において同じ)。</p> <p>(2) 原子力部門は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>①予防可能故障(MPFF)回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p> <p>②非待機(UA)時間の目標値は、点検実績および第4章第3節(運転上の制限)第〇条から第〇条で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 原子力部門は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。系統レベルの保全活動管理指標</p>
<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から 6.3 の計</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から 6.3 の計</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3 の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき、次の事項を含む施設管</p>	<p>(施設管理実施計画)</p> <p>第24条 事業部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」と</p>	<p>(施設管理に関する計画の策定)</p> <p>第17条 燃料製造建設所長は、施設管理対象範囲に対し、以下の施設管理の実施に関する計画(計画の始期及び期間に関するものを参照するこ</p>	<p>6. 保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、3. の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>画に基づき次のa.～h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 係担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 係担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 係担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適</p>	<p>画に基づき次のa.～h.を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視(廃棄物管理施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 前f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保全の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 係担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 係担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 係担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視、点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適</p>	<p>理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 加工施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 加工施設の巡視(加工施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期(加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>(2) 係担当課長及び検査実施責任者は、6.1 から 6.3 の計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10 の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 係担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1 から 6.3 の計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 係担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 係担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 係担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適</p>	<p>いう。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 埋設施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>(4) 埋設施設の点検、検査等(以下「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。)</p> <p>(5) 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) (6)の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)</p> <p>(8) 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 事業部長は、施設管理実施計画を策定するに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>とができるものを含む。)を策定する。</p> <p>(1) 設計及び工事の計画(本条第2項(1)及び(2))</p> <p>(2) 点検の計画(本条第2項(3))</p> <p>(3) 特別な施設管理の実施計画(本条第2項(4))</p> <p>2 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理対象範囲に対し、施設管理の重要度を勘案した、以下の施設管理の実施に必要な計画を策定する。</p> <p>(1) 設計の計画</p> <p>a.施設所管課長は、設計の実施に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計の計画を策定する。</p> <p>(2) 工事の計画</p> <p>a.各職位は、工事の実施(現地工事の開始から加工施設の使用を開始するまでの期間中)に当たり、あらかじめその方法及び実施時期を定めた工事の計画を策定する。</p> <p>b.施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するまでに、自主検査等及び使用前事業者検査の計画を策定する。施設所管課長及び事業者検査課長は、上記の自主検査等及び使用前事業者検査の計画に、検査の具体的な方法、所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定める。</p> <p>(3) 使用前点検の計画</p> <p>a.施設所管課長は、使用前事業者検査の実施後(使用前事業者検査要領書単位)から加工施設の使用を開始するまでの間に、使用前点検を行う場合は、あらかじめその方法及び使用前点検が必要な機器等又は系統を適宜明確にし、それらを点検するための実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(4) 特別な施設管理の実施計画</p> <p>a.施設所管課長は、地震、事故等により工事を長期停止し、長期保管を伴った施設管理を実施する</p>	<p>a. 点検計画(6. 1参照)</p> <p>b. 設計および工事の計画(6. 2参照)</p> <p>c. 特別な保全計画(6. 3参照)</p> <p>(2) 原子力部門は、保全計画の策定に当たって、4. の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、10. の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p>6. 1点検計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>①時間基準保全</p> <p>②状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 原子力部門は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>①点検の具体的方法</p> <p>②構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③実施頻度</p> <p>④実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>①設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i)状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii)機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適</p>	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は係担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 78 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p>	<p>切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視、点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視、点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は係担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 27 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p>	<p>切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p>		<p>場合は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた施設管理方法及び実施時期を定めた特別な施設管理の実施計画を策定する。</p> <p>b. 施設所管課長は、特別な施設管理の実施計画に基づき施設管理を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(a) 点検の具体的方法 (b) 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 (c) 点検の実施時期</p> <p>3 各職位は、施設管理の結果の確認・評価及び施設管理の有効性評価の結果を踏まえ、施設管理の実施に関する計画の見直しを行う。</p>	<p>適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 原子力部門は、点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査※○により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 事業者検査の実施時期</p> <p>※○: 事業者検査とは、点検および工事に伴うリリースのため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第N条の4による使用前事業者検査および第N条の5による定期事業者検査をいう(以下、本条において同じ)。</p>
<p>6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 77 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 26 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自</p>	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 係担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 係担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを第 39 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験(以下「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自</p>			<p>6. 2設計および工事の計画の策定 (1) 原子力部門は、設計および工事を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた設計および工事の計画を策定する。また、安全上重要な機器等※3の工事を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※4の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子炉施設に対する供用前点検を行う場合は、供用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた供用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 原子力部門は、工事を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査並びに事業者検査以外の検査および試験(以下「試験等」という。))により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 事業者検査および試験等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査および試験等</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第 44 条の4(変更の許可及び届出等)、第 45 条(設計及び工事の計画の認可)、及び第 46 条第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第 51 条の5(変更の許可及び届出等)、第 51 条の7(設計及び工事の計画の認可)、第 51 条の8第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、廃棄物管理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期 ※1:法令に基づく手続きとは、法第16条(変更の許可及び届出)及び第16条の2(設計及び工事の計画の認可)、及び第16条の3第3項(使用前事業者検査の確認申請)に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>		<p>加工施設(MOX 燃料)</p> <p>(施設管理の実施) 第 18 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p> <p>(施設管理の結果の確認・評価) 第 19 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。 (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成 (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>(参考)ATENA 標準案等</p> <p>の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 事業者検査および試験等の実施時期 ※3:安全上重要な機器等とは、「安全上重要な機器等を定める告示」に定める機器および構造物をいう(以下、本条および第〇条において同じ)。 ※4:法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8(変更の許可及び届出等)、第43条の3の9(設計及び工事の計画の認可)、第43条の3の10(設計及び工事の計画の届出)および第43条の3の11第3項(使用前事業者検査の確認申請)、ならびに電気事業法第47条・第48条(工事計画)および第49条・第50条(使用前検査)に係る手続きをいう(以下、本条および第〇条において同じ)。</p> <p>6. 3特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 原子力部門は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 原子力部門は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第N条の2による設計管理および第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p> <p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p> <p>※5:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>
<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 75 条による設計管理、第 76 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 77 条、第 78 条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 25 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、施設管理の実施に当たって、第 24 条による設計管理及び第 25 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 26 条、第 27 条に従う。</p> <p>(3) 各課長及び統括当直長は、廃棄物管理施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 11 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>(4) 各職位は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第 37 条による設計管理及び第 38 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第 39 条、第 40 条に従う。</p> <p>(3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 16 条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	—	<p>(施設管理の実施) 第 18 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理に関する計画に基づき、施設管理を実施し、記録する。</p>	<p>7. 保全の実施</p> <p>(1) 原子力部門は、6. で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 原子力部門は、保全の実施に当たって、第N条の2による設計管理および第N条の3による作業管理を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、保全の結果について記録する。</p>
<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設管理を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の施設管理の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 施設管理を実施した各職位は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された工事、点検等の完了時をいう。</p>	<p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2:所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	—	<p>(施設管理の結果の確認・評価) 第 19 条 施設所管課長及び事業者検査課長は、施設管理の実施段階で採取した施設管理の結果から、所定の時期(所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時)までに、次に掲げる事項を実施する。 (1) 設計の結果の確認・評価及びその記録の作成 (2) 工事の結果の確認・評価及びその記録の作成 (3) 合否判定をもって検証するための自主検査等及び使用前事業者検査の結果の確認・評価及びその記録の作成 (4) 使用前点検の結果の確認・評価及びその記録の作成 (5) 特別な施設管理の結果の確認・評価及びその記録の作成</p>	<p>8. 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 原子力部門は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の点検・補修等保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 原子力部門は、原子力施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 原子力部門は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※5までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※5:所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>
<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及び</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及び</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 保修担当課長は、施設管理の対象となる施設</p>	—	<p>(施設管理活動の不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置)</p>	<p>9. 不適合管理、是正処置および未然防止予防処置</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
				認するとともに、施設管理の継続的な改善につなげる。 4 燃料製造建設所長は、施設所管課長に、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録させ、承認する。	
			(埋設施設が特別な状態にある場合の特別な措置) 第 26 条 事業部長は、埋設施設の操作を相当期間停止する場合その他埋設施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該埋設施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画を策定し、実施する。		
12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 75 条で実施する設計に対する要求事項をいう。) b.施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c.物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	12 構成管理 施設管理を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第3条の4 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 24 条で実施する設計に対する要求事項をいう。) b.施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c.物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	12 構成管理 保修担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 37 条で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統及び機器をいう。)	(構成管理) 第28条 各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件(第6条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第 29 条で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の設備をいう。)	(構成管理) 第22条 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を構築していく。 (1) 設計要件(第5条 7.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第5条 7.3 で実施する設計に対する要求事項をいう。) (2) 施設構成情報(構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。) (3) 物理的構成(実際の構築物、系統、及び機器をいう。)	12. 構成管理 原子力部門は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 a. 設計要件(第3条7. 2. 1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第N条の2で実施する設計に対する要求事項をいう。) b.施設構成情報(第3条4. 2. 1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。) c.物理的構成(実際の構築物、系統、および機器をいう。)
13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第5条 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の再処理事業者と情報共有するための措置を講じる。	13 情報共有 6 の施設管理実施計画に基づき施設管理を実施した職位は、「再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定運用要領」に基づき、点検等を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報及び第3条の4 7.4 に基づき取得した調達物品等の維持又は運用に必要な技術情報を、他の廃棄物管理事業者と情報共有するための措置を講じる。	13 情報共有 保修担当課長は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の加工事業者と情報共有を行う。	(情報共有) 第 27 条 各職位は、保守を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。	(情報共有) 第 23 条 施設所管課長は、施設管理を行うべき設備の維持又は運用に必要な保安に関する技術情報を他の事業者と共有する。	13. 情報共有 原子力部門は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、〇〇事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。
(設計管理) 第 75 条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第5条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第5条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 77 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第 24 条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3 に従って設計を実施する。 なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第 37 条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 保修担当課長は、第1項において第6条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第6条 7.3 に従って実施する。 3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設計については、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1) 設計の目的 (2) 設計を行う設備等 (3) 工程 (4) 実施体制 4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 5 本条における設計管理には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。	(設計管理) 第 29 条 各職位は、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更を行う場合、第 6 条 7.3 に従って実施する。 2 前項における設計には、第 30 条に定める作業管理を考慮する。	(設計管理) 第 24 条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、第5条 7.3 の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 施設所管課長は、前項において第5条 7.3 の適用対象と判断した場合、次に掲げる要求事項を満たす設計を実施する。 (1) 施設管理活動の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 3 前項における設計には、機器等の使用前事業者検査等及び作業管理の実施を考慮する。	(設計管理) 第N条の2 原子力部門は、原子炉施設の工事を行う場合、第3条7. 3の適用対象となる、設備、施設、ソフトウェアに関する新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 原子力部門は、前項において第3条7. 3適用の対象でない判断した場合、工事対象設備の原設計を適用する。 3 原子力部門は、第1項において第3条7. 3適用の対象と判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7. 3に従って実施する。 (1) 保全の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項 (2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の規定および設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項 (3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報 (4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項 4 前項における設計には、次条に定める作業管理および第N条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>(作業管理)</p> <p>第 76 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第 56 条第 1 項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) 再処理施設の改造(設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る)</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>ただし、第 56 条第 1 項第 1 号に掲げる設備以外の設備において別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第 26 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 5 条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表 8～別表 19 に定める「設備に求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第 3 項及び第 4 項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第 3 項及び第 4 項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第 4 項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業(予め計画された試験及び検査を第 12 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。)を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 3 条の 4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 各職位は、第 3 項及び第 4 項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第 3 項及び第 4 項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第 4 項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 38 条 保修担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工事の目的</p> <p>(2) 工事を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 工事の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 30 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第 7 章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第 8 章に基づく放射線管理</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 施設所管課長は、設計のアウトプットに基づき工事を実施する。</p> <p>2 施設所管課長は、加工施設の工事及び点検を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次に掲げる事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(2) 加工施設の使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 加工施設の使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>3 施設所管課長は、前項の作業管理の実績を確認し、加工施設の安全が確保されていることを評価し記録する。</p>	<p>(作業管理)</p> <p>第 N 条の 3 原子力部門は、前条の設計に従い工事を実施する。</p> <p>2 原子力部門は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第 6 章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第 7 章に基づく放射線管理</p> <p>3 原子力部門は、原子炉施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本項及び第 13 条による巡視点検を定期的に行う。</p>
<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 77 条 事業部長は、設計及び工事の計画の認</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 26 条 事業部長は、設計及び工事の計画の認</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 39 条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 26 条 品質保証部長は使用前事業者検査の総</p>	<p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第 N 条の 4 所長は、設計及び工事の計画の認可</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 設工認に従って行われたものであること。 ② 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。 ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規</p>	<p>可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 ① 設工認に従って行われたものであること。 ② 「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号①及び②の基準に適合することを最終判断する。 ※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規</p>	<p>画の認可又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事に関与していない要員 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規</p>		<p>括責任者として、設計及び工事の計画の届出(以下本条において「設工認」という。)の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に基づき行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合していることを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 品質保証部長は事業者検査課長を検査責任者とし、次の事項の検査実施体制を確立させるとともに、検査を管理させる。また、品質保証部長は検査実施責任者の候補者を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業者検査課長は次に掲げる各号を実施する。 (1) 事業者検査課長自身を含む検査実施責任者の候補者の中から検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。 (2) 検査の実施体制を構築する。 (3) 検査要領書を定める。(※1) (4) 検査対象の加工施設が以下の基準に適合していることを判断するために、必要な検査項目及び検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に基づき行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(5) 検査要領書に基づき検査実施責任者に検査を実施させる。 (※1) 検査を行うに当たっては、あらかじめ検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 ① 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 ② 機能及び性能を確認するために十分な方法 ③ その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法 (6) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の①～③の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの合否判定を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる施設の設置又は変更の工事を実施した組織(課)とは別の組織(課)の者。 (2) 検査対象となる施設の設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p>	<p>又は設計及び工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長(or ○○部長、○○GM 等)は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書[※]を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。 c. 「実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則」に適合するものであること。(燃料体についてのみ適用。)</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a.およびb.の基準に適合することを最終判断する。 ※使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4. 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査※○においては検査員として自ら行うか又は次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者。 (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。 ※○: 重要度の高い検査とは、重要度分類指針におけるクラス1若しくは2の安全機能を有する設備又は常設重大事故等対処設備に対する検査であって、事後検証不能な検査をいう。(以下、本条および次条において同じ。)</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1: 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>		<p>(1) 検査に係る記録を作成し維持する。</p> <p>(2) 検査に係る要員の力量を確認する。</p> <p>(3) 検査に係る業務を調達する場合、当該業務の供給者を管理する。</p>	<p>項に規定する検査員の立会頻度を定める、それを実施する。</p> <p>6.各課(室)は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>
<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>② 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>③ 設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の点検、補修を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{※1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p>	(該当なし)	(該当なし)	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第N条の5 所長は、原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下、本条において「検査」という。)を統括する。</p> <p>2 所長(or ○○部長、○○GM 等)は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書[※]を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変更、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができ、このとき、重要度の高い検査においては検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名し、その他の検査においては次の各号によらず必要な力量を有する者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者。</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 23 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p>	<p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、立ち会う。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第 36 条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※1:プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた 検査要領書を定める。 a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法 b. 試験操作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法 c. a.、b.による方法のほか、技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>			<p>(3)前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会程度を定め、それを実施する。</p> <p>6 各課(室)は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>
<p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第 79 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第 28 条 保全技術課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p>	<p>(加工施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>第 41 条 保安全管理課長は、事業開始後 20 年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保安全管理課長は、10 年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保安全管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	(該当なし)	(該当なし)	(一)
<p>第6章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第 81 条 再処理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性固体廃棄物の保管廃棄の方法等)</p> <p>第 83 条 統括当直長及び各課長は、所管する業務において雑固体(せん断・溶解に伴い発生する雑固体であって第12項第5号に基づき保管廃棄す</p>	<p>第5章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第28条の2 廃棄物管理施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 29 条 技術管理部長、設計部長、プロジェクト部長、再処理計画部長、新基準設計部長、保全企画部長、統括当直長及び各課長(以下「各課長等」と</p>	<p>第7章 放射性廃棄物管理</p> <p>(放射性廃棄物管理に係る基本方針)</p> <p>第42条 加工施設における放射性廃棄物管理に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p> <p>(放射性固体廃棄物)</p> <p>第 44 条 廃棄物管理課長は、前条第2項及び第49 条第 12 項により搬入された放射性固体廃棄物を別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所に搬出</p>	第 7 章 放射性廃棄物管理	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) <p>第 36 条 埋設施設における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	(基本方針) <p>第●条 発電所における放射性廃棄物に係る保安活動は、放射性物質の放出による公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
			(変更なし)	(該当なし)	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>る場合は除く。)が発生した場合は、当該雑固体を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じるとともに、可燃性又は難燃性の雑固体においては、火災防護のために必要な措置を講じる。</p> <p>2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12 (略)</p> <p>13 燃料管理課長、廃棄物管理課長及び統括当直長は、それぞれ第8項、第11項及び前項に基づき放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等に、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第125条に基づき記録と照合できる整理番号を表示するほか、再処理規則第16条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>14、15 (略)</p>	<p>いう。)は、発生した放射性固体廃棄物を梱包する等、汚染の広がりを防止するための措置を講じる。</p> <p>2 貯蔵管理課長は、前項の放射性固体廃棄物をドラム缶等に封入し、当該容器に放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第60条に基づく記録と照合できる整理番号を表示するほか、「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」(以下「管理規則」という。)第33条に基づき放射性固体廃棄物の保管廃棄において必要な措置を講じ、保管廃棄前にこれらの措置の実施状況を確認した上で、固体廃棄物貯蔵室に保管廃棄する。</p> <p>3、4 (略)</p>	<p>するまでの間、次の各号に定める事項を講じた廃棄物前処理室で可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>また、廃棄物前処理室における放射線防護上の措置について、放射線管理課長と協議する。</p> <p>(1) 放射線管理上の支障を及ぼさない。</p> <p>(2) 放射性固体廃棄物への延焼のおそれがある火災源が存在しない。</p> <p>また、必要な火災感知設備及び消火設備を配備している。</p> <p>(3) 安全避難通路及び保安上必要な通路の妨げにならない。</p> <p>(4) 本規定に基づく監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>また、地震により放射性固体廃棄物を収納する容器の転倒等が生じても加工施設の安全機能、監視、操作等に対して支障を及ぼさない。</p> <p>(5) 通信連絡設備の使用に支障を及ぼさない。</p> <p>2 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室において、次の各号に定める措置を講じ、放射性固体廃棄物を可燃性及び不燃性の分別並びにドラム缶等の容器への封入を行い、保管する。</p> <p>なお、廃棄物前処理室内で放射性固体廃棄物を梱包した難燃性の袋等を開封する場合は、必要に応じエリア設定等の汚染拡大を防止する措置を講じる。</p> <p>(1) 周辺の目につきやすい場所に、管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 可燃性の放射性固体廃棄物を保管する場合は、原則として金属製の容器に収納又はドラム缶等の容器に封入する。</p> <p>(3) 原則として放射性固体廃棄物への延焼のおそれのある火災源を持ち込ませない。</p> <p>なお、工事等により火災源の持ち込みが必要な場合は、不燃性材料で養生する等の火災防護措置を講じさせる。</p> <p>(4) 必要な放射線防護上の措置を講じる。</p> <p>(5) 溢水により流出した放射性固体廃棄物が保安上必要な通路の妨げになるおそれがある場合は、放射性固体廃棄物を収納及び封入する容器の固縛又は床等へ係留する措置を講じる。</p> <p>(6) 前各号のほか、前項各号の状態を維持する。</p> <p>3 廃棄物管理課長は、廃棄物前処理室における放射性固体廃棄物の保管状況を確認する。</p> <p>また、第16条に定める巡視点検により、前項第6号の状態が維持されていることを確認する。</p> <p>4 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を廃棄物前処理室に保管するに当たり、あらかじめ放射性固体廃棄物の発生量等を踏まえた必要最低限の期間及び保管量を設定するとともに、設定した期間及び保管量を超えないよう管理する。</p> <p>なお、あらかじめ設定した期間及び保管量を超える場合は、搬出計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 前項のあらかじめ設定する保管量及び搬出計画において設定する保管量の上限は70本(200リットルドラム缶換算)とする。</p> <p>6 事業部長は、第4項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>7 廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物をドラム缶等の容器に封入し、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第90条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、必要により保管した後、別表16の放射性固体廃棄物の保管場所へ搬出する。</p> <p>なお、液体と接触し水切りを実施した使用済みの活性炭、樹脂等の放射性固体廃棄物は、プラスチック容器を装填したドラム缶に封入する。</p>			

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
		<p>8 廃棄物管理課長は、第 43 条第2項及び前項により、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の事項に基づき別表 16 に定める保管廃棄能力を超えないことを確認する。</p> <p>(1) 使用済み NaF 及び分析沈殿物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>(2) 撤去した金属胴遠心機の保管場所については、使用済遠心機保管室又はC ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアとする。</p> <p>(3) 第1号及び前号以外の放射性固体廃棄物の保管場所については、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室又は D ウラン濃縮廃棄物室とする。</p> <p>9 廃棄物管理課長は、別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所に搬入された放射性固体廃棄物を保管廃棄する場合は、次の各号の措置のほか、加工規則第7条の8に規定されている必要な措置を講じ、廃棄前にこれらの実施状況を確認する。</p> <p>なお、保管廃棄したドラム缶等の容器は、必要に応じて別表 16 の放射性固体廃棄物の保管場所内で移動することができる。</p> <p>(1) ドラム缶等の容器に収納不可能な大型の放射性固体廃棄物については、溶接等により開口部が閉止されていることを確認するとともに、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 90 条に基づく記録と照合できる整理番号を付した上で、保管廃棄する。</p> <p>(2) 公衆の実効線量への寄与を無視できない高線量の放射性固体廃棄物が発生した場合は、放射線管理課長と協議した上で、他の放射性固体廃棄物を封入したドラム缶等の容器による遮蔽効果を期待できる配置又は距離による減衰効果を期待できる配置で保管廃棄するか、若しくは建物の遮蔽効果が高い B ウラン濃縮廃棄物室に保管廃棄する。</p> <p>10 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及びC ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアにおける放射性固体廃棄物の保管場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器の表面状態について、定期的に目視又はファイバースコープ等にて確認する。</p> <p>11 廃棄物管理課長は、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室、C ウラン濃縮廃棄物室、D ウラン濃縮廃棄物室、使用済遠心機保管室及びC ウラン貯蔵室使用済遠心機保管エリアの入口付近に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>また、A ウラン濃縮廃棄物室、B ウラン濃縮廃棄物室及び C ウラン貯蔵室を施錠し、人の接近を防止する。</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物が保管廃棄されていない場合は除く。</p>			
<p>第7章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第6章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 31 条の2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>第8章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第53条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む)の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施することを基本方針とする。</p>	<p>第 8 章 放射線管理</p> <p>(放射線管理に係る基本方針)</p> <p>第 41 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第●条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>
<p>(変更なし)</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(保全区域)</p> <p>第 59 条 保全区域は、別図3に示す区域とする。</p> <p>2 警備課長は、前項の保全区域を標識等により区別するほか、必要に応じて立入制限、かぎの管</p>	<p>(変更なし)</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(一)</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>(事業所において行われる運搬) 第 105 条 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、再処理規則第 14 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>2 統括当直長及び各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第 1 項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第 44 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、管理規則第 32 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないことについて放射線安全課長の確認を受ける。</p> <p>3 各課長は、核燃料物質等を、事業所外からの運搬に伴い事業所において運搬する場合は、第 1 項の措置に替えて「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを事業所における運搬前に確認する。</p>	<p>理、物品の持出制限等の措置を講じる。</p> <p>(事業所において行われる運搬) 第 68 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。 ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。 (2) 容器等の車両への積付けに際しては、運搬中の移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。 (3) 法令に定める危険物と混載しないこと。 (4) 運搬経路に標識を設けること、見張り人を配置すること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立ち入りを制限すること。 (5) 車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。 (6) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 (7) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。</p> <p>3 各課長は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認する場合は、第 1 項から第 2 項にかかわらず、核燃料物質等を事業所において運搬することができる。</p>	<p>(事業所において行われる運搬) 第 54 条 各課長は、核燃料物質等を事業所において運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、標識の取付け等、埋設規則第 18 条に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。 2 各課長は、核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(一)</p>
<p>(事業所外への運搬) 第 106 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に適合する容器に封入して運搬すること。 (2) 「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 容器等の表面における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。 (2) 容器等の表面汚染密度が別表 49 に定める値</p>	<p>(事業所外への運搬) 第 45 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 外運搬規則に適合する容器に封入して運搬すること。 (2) 外運搬規則に定める核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外のものが収納されていないこと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 3 各課長は、前項の運搬において、次の事項(L 型輸送物に関しては第 3 号を除く。)について放射線安全課長の確認を受ける。 (1) 容器等の表面における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。 (2) 容器等の表面密度が別表 18 に定める値を超</p>	<p>(事業所外への運搬) 第 69 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得る。 2 各課長は、運搬に当たっては外運搬規則及び車両運搬規則に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。 3 各課長は、次の措置を講じ、運搬前に措置の実施状況を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 核燃料物質等の使用等に必要書類その他の物品(核燃料輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。)以外の物が収納されていないこと。 (3) L 型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を有していること。 (4) A 型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていること。 4 各課長は、運搬前に容器等の線量当量率及び表面密度が別表 29 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を得る。 ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面密度についての確認を省略できる。</p>	<p>(事業所外への運搬) 第 55 条 各課長は、核燃料物質等を事業所外へ運搬する場合は、事業部長の承認を得るとともに、標識の取付け等、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」及び「核燃料物質等車両運搬規則」に定める運搬に関する措置を講じる。 2 前項において各課長は、表面密度及び線量当量率が別表 17 に定める値を超えていないことについて放射線管理課長の確認を受ける。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(一)</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
を超えていないこと。 (3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 49 に定める値を超えていないこと。	えていないこと。 (3) 容器等の表面から 1m離れた位置における線量当量率が別表 18 に定める値を超えていないこと。				
(該当なし)	(ガラス固化体を納めた輸送物の運搬) 第 45 条の2 輸送技術課長は、ガラス固化体を納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。 2 貯蔵管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 吊上げ検査 (3) 重量検査 (4) 表面密度検査 (5) 線量当量率検査 (6) 収納物検査 (7) 温度測定検査 (8) 気密漏えい検査 (9) 圧力測定検査	(原料ウランを納めた輸送物の運搬) 第 70 条 機械保全課長は、原料ウランを納めた輸送物を事業所の外において運搬する場合は、事前に外運搬規則に定める技術上の基準に従って保安のために必要な措置を講じる。 2 保全管理課長は、前項の運搬に際して、輸送物の確認として、運搬前に次の事項を実施する。 (1) 外観検査 (2) 固縛検査 (3) 表面密度検査 (4) 線量当量率検査 (5) 収納物検査 (6) 重量検査	(該当なし)	(該当なし)	
		第9章 火災防護活動のための体制の整備			
(該当なし)	(該当なし)	(火災防護活動のための体制の整備) 第 71 条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第 75 条により配置する。 また、初期消火活動のために必要な要員を第 75 条により 9 名以上(事業所常駐 2 名以上、隣接する自社の他の事業所常駐 7 名以上)配置する。 (2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第 87 条及び第 88 条により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表 30 に示す化学消防自動車等を配備する。 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 また、巡視点検担当課長は、第 16 条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。	(該当なし)	(該当なし)	
		第 10 章 自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備			
(該当なし)	(該当なし)	(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備) 第 72 条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認	(該当なし)	(該当なし)	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
		<p>認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p> <p>5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>			
		<p>第11章 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備</p>			
(該当なし)	(該当なし)	<p>(重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備)</p> <p>第73条 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。</p> <p>また、本文書は、添付2「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」に従い作成する。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。</p> <p>(2) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。</p> <p>(3) 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>(4) 前各号のほか、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2 運営管理課長は、重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な次の事項を前項の文書に定める。</p> <p>(1) 重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>3 各課長は、第1項に定めた文書に基づき、重大</p>	(該当なし)	(該当なし)	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
		<p>事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>			
<p>第9章 教育訓練</p>	<p>第8章 保安教育</p>	<p>第13章 保安教育</p>	<p>第10章 保安教育</p>	<p>第10章 保安教育</p>	
<p>(社員等への保安教育)</p> <p>第121条 技術課長は、毎年度、再処理施設において再処理施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、別表50及び別表51の実施方針並びに「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、技術本部長と協議するとともに、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第1項の承認を受けた計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各職位が、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p> <p>4 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 技術本部長は、前項に定める必要な措置として第1項に基づく実施計画の変更を要すると判断した場合は、事業部長と協議する。</p> <p>(請負事業者等への保安教育)</p> <p>第122条 各課長は、請負事業者等に対し、再処理事業所において再処理施設に関する作業を行わせる場合(次項に定める場合を除く。)は、別表52の実施方針に基づき保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>2 運転部長及び管理担当課長は、所管する施設の操作に係る作業を請負事業者等に行わせる場合は、前条に準じて保安教育の実施計画を作成し、事業部長の承認を得た上で、保安教育を実施するとともに、実施結果及びその評価(教育を省略する場合を含む。)を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 事業部長は、再処理安全委員会に諮問した後、前項の計画を承認する。</p> <p>4 運転部長及び各課長は、第1項及び第2項において、「再処理事業所 再処理施設保安規定運用要領」に定める基準に基づき、保安教育の各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、該当する教育を省略することができる。</p>	<p>(保安教育)</p> <p>第57条 技術課長は、毎年度、廃棄物管理の事業に関する業務を行う者の保安教育について、別表19の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。事業部長は、計画の承認に当たり技術本部長と協議する。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>(4) 第10条の3第3号に基づく訓練を受ける者が守るべき事項</p> <p>2 保安教育対象者のうち、請負事業者等の区分及び区分ごとの保安教育の内容については、次の各号による。</p> <p>(1) 再処理事業所において廃棄物管理施設に関する作業を行わせる場合においては、別表19に定める関係法令及び保安規定の遵守に関すること、並びに非常の場合に採るべき処置に関することの入所時教育のうち、作業に関連する事項の教育</p> <p>(2) 廃棄物管理施設の管理区域内において作業を行わせる場合においては、前号に定める教育に加え、別表19に定める廃棄物管理施設の構造、性能及び操作に関すること、放射線管理に関すること、並びに核燃料物質等の取扱いに関することの入所時教育のうち作業に関連する事項の教育</p> <p>(3) 廃棄物管理施設の操作及び管理に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育</p> <p>3 事業部長は、第1項の計画の承認を行うにあたっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>4 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、実施結果を事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p> <p>ただし、各課長等は、第2項第1号及び第2号の教育を請負事業者等に自ら実施させる場合は、あらかじめ保安教育を受けた請負事業者等の教育責任者に保安教育を実施させ、結果を報告させるとともに、その内容を確認し、事業部長、廃棄物取扱主任者及び技術課長に報告し、また、技術本部においては技術本部長にも報告する。</p>	<p>(保安教育)</p> <p>第87条 運営管理課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員の保安教育について、別表31の実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各職位は、第1項の保安教育の実施計画に基づき、保安教育を実施する。</p> <p>4 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 運営管理課長は、第3項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>6 各課長は、請負事業者等に対し、濃縮・埋設事業所において加工施設に関する作業を行わせる場合は、別表32の実施方針に基づいた実施計画を第1項の実施計画に定め、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、請負事業者等に保安教育を行わせる場合は、あらかじめ保安教育を実施した請負事業者等の教育責任者に実施させ、結果を報告させるとともにその内容を確認する。</p> <p>また、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立会う。</p> <p>7 事業部長は、運営管理課長に前項の実施結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>8 運営管理課長は、第6項の実施結果及び前項の評価結果を核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>(保安教育)</p> <p>第68条 埋設技術課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表19及び別表19の2の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、第1項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 埋設技術課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<p>(社員等への保安教育)</p> <p>第27条 教育課長は、毎年度、加工施設において加工施設の保安に関する業務を行う社員等の保安教育について、表27-1の保安教育実施方針に基づき次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 業務内容に応じた保安教育対象者の区分及び区分ごとの保安教育の内容</p> <p>(2) 保安教育の実施時期</p> <p>(3) 保安教育の方法</p> <p>2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、燃料製造安全委員会における審議がされていることを確認する。</p> <p>3 教育課長は、第1項の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。ただし、教育課長は、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められた者については、表27-1に定める該当する保安教育を省略又は変更できる。</p> <p>4 教育課長は、保安教育の実施記録を作成し、保管する。</p> <p>5 品質保証部長は、保安教育の実施結果及びその評価を事業部長へ報告する。</p> <p>6 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>(一)</p>

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
<p>第 10 章 再処理施設の定期的な評価</p> <p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第 124 条 保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>第 9 章 廃棄物管理施設の定期的な評価</p> <p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第 59 条 保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を必要とすると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>第 14 章 加工施設の定期的な評価</p> <p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第 89 条 運営管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第 1 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>第 11 章 埋設施設の定期的な評価</p> <p>(埋設施設の定期的な評価)</p> <p>第 70 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、又は放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時に、次の各号に定める最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p>(2) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>3 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>4 埋設技術課長は、第 2 項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>7 埋設技術課長は、第 1 項に基づく計画を作成する場合は、第 5 項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>8 事業部長は、第 1 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第 4 項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(一)</p>
(変更なし)	(変更なし)	<p>第 15 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 90 条 各課長は、別表 35 に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>第 12 章 記録及び報告</p> <p>(変更なし)</p>	<p>第 11 章 記録及び報告</p> <p>(記録)</p> <p>第 28 条 各職位は、表 28-1 に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、同表に定める期間保存する。</p>	(一)
(変更なし)	(変更なし)	<p>(報告)</p> <p>第 91 条 各課長は、所管する業務において次の各号に該当すると判断した場合は、その旨を直ちに事業部長、核燃料取扱主任者及び事業部長があらかじめ定めた連絡責任者に報告する。</p> <p>(1) 加工規則第 9 条の 16 に定める報告事態又はそれに準じる事態に至るおそれが生じた場合</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物について、別表 17 の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(3) 放射性気体廃棄物について、別表 19 の管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>(4) 線量当量等に異常が認められた場合</p>	(変更なし)	(該当なし)	

再処理施設	廃棄物管理施設	加工施設(ウラン濃縮)	廃棄物埋設施設	加工施設(MOX 燃料)	(参考)ATENA 標準案等
		(5) 非常事態又は非常事態に発展すると判断した場合 2 前項の報告を受けた連絡責任者は、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告する。 3 事業部長は、第1項の報告を受けた場合は、その旨を直ちに社長に報告する。			
				第12章 加工施設の使用を開始する前までに定める事項	
(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(加工施設の使用を開始する前までに定める事項) 第29条 加工施設の使用を開始する前までに、表29-1に示す事項を定めて認可を受ける。また、この規定の条文についても、加工施設の使用を開始する前までに、段階的に必要な変更を行い、認可を受ける。	(一)
附則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第125条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第125条に基づき保存する。 4. 第34条別表14について、非常用発電設備の運用を開始するまでは、所要の電力の供給が可能な場合、電源車又は運転予備用ディーゼル発電機を非常用発電設備と見なすことができる。ただし、第1非常用ディーゼル発電機又は第2非常用ディーゼル発電機を計画的に動作不能な状態とする場合は、電源車を確保する。	附則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第60条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前確認の結果の記録とみなし、第60条に基づき保存する。	附則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、社長が指定する日より施行する。 2. 令和2年4月1日からこの規定の施行日の前日までに実施した定期事業者検査及び使用前事業者検査の結果の記録は、第90条に基づき保存する。 3. この規定の施行日以降の使用前検査の結果の記録は、使用前事業者検査の結果の記録とみなし、第90条に基づき保存する。	附則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。 2. この規定第19条ないし第21条で埋設規則第6条を適用する場合については、2019年12月5日以後最初に行われる法第51条の5第1項の規定による変更の許可処分がある日までの間は、2019年12月5日施行の埋設規則第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。	附則 1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から、社長が指定する日より施行する。	(一)
表の修正は省略(新旧対照表を参照)	表の修正は省略(新旧対照表を参照)	表の修正は省略(新旧対照表を参照)	表の修正は省略(新旧対照表を参照)		(一)
添付1 長期施設管理方針(第79条関連) 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期:2019年11月29日、適用期間:10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし	添付1 長期施設管理方針(第28条関連) 廃棄物管理施設の長期施設管理方針 (始期:2015年5月24日、適用期間:10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし	添付3 長期施設管理方針(第41条関連) 1. 加工施設の長期施設管理方針(始期:2011年9月26日、適用期間:10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし。	(該当なし)	(該当なし)	(一)